

# 食品安全委員会プリオン専門調査会

## 第133回会合議事録

1. 日時 令和6年12月26日（木） 15:41～16:56

2. 場所 食品安全委員会 中会議室

### 3. 議事

- (1) 普通肥料の公定規格等の一部変更に係る食品健康影響評価について
- (2) 牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直し（SRMの範囲）に係る食品健康影響評価について
- (3) その他

### 4. 出席者

(専門委員)

横山座長、今村専門委員、岩丸専門委員、斉藤専門委員、佐藤専門委員、高尾専門委員、筒井専門委員、中村桂子専門委員、松田専門委員

(専門参考人)

中村優子専門参考人、福田専門参考人

(説明者)

農林水産省農産安全管理課 舟津課長補佐

(食品安全委員会)

山本委員長、祖父江委員

(事務局)

中事務局長、及川事務局次長、古田評価第二課長、寺谷評価調整官、水野課長補佐、小財評価専門官、岡田技術参与

### 5. 配付資料

- 資料1 BSE対策に係る肥料規制の見直しと今後の取組
- 資料2 牛、めん羊及び山羊の肉骨粉等の肥料利用に係る評価の考え方（案）
- 資料3 牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直し（SRMの範囲）評価書（案）たたき台  
「Ⅰ．背景～Ⅲ．評価の前提（2．日本におけるBSE対策まで）（案）」

- 参考資料 1 普通肥料の公定規格等の一部変更に係る農林水産省からの諮問文書  
(令和 6 年 12 月 4 日付け 6 消安 4123 号)
- 参考資料 2—1 食品健康影響評価について (平成 25 年)
- 参考資料 2—2 食品安全委員会における過去の評価結果 (抜粋)
- 参考資料 3 牛海綿状脳症 (BSE) 国内対策の見直しに係る厚生労働省からの諮問文書  
(平成 27 年 12 月 18 日付け 厚生労働省 発生食 1218 第 1 号)
- 参考資料 4—1 評価の考え方 (案) (2024 年 6 月 27 日 第 131 回 プリオン 専門調査会 資料)
- 参考資料 4—2 起草委員による検討の概要 (2024 年 6 月 27 日 第 131 回 プリオン 専門調査会 資料)

## 6. 議事内容

○横山座長 では、定刻となりましたので、ただいまから、第 133 回「プリオン専門調査会」を開催いたします。

事務局のほうから現在の出席状況の報告をお願いいたします。

○水野課長補佐 事務局の水野でございます。

先生方におかれましては、お忙しい中、会議に御出席いただきましてありがとうございます。

本日の会議は、ウェブ会議システムを併用した形で公開で開催をしております。また、本専門調査会の様子につきましては、食品安全委員会の YouTube チャンネルにおいて動画配信を行っております。

本日の会議につきましては、9 名の専門委員に御出席いただいております。

欠席の専門委員は花島専門委員です。

また、中村優子専門参考人、福田専門参考人に御出席いただいております。

本日の議事 (1) に関連しまして、農林水産省消費・安全局農産安全管理課の舟津課長補佐に御出席いただいております。

また、本日、食品安全委員会からは山本委員長、祖父江委員が御出席です。

本日、ウェブ会議形式を併用して行いますので、会議を始める前にウェブ会議形式で御参加いただく方への注意事項を簡単にお伝えいたします。

発言者の音質向上のため、発言しないときはマイクをオフとしていただきますようお願いいたします。御発言いただく際ですけれども、挙手カードのこちらの赤い面を御提示いただきますか、ウェブ会議画面上の挙手ボタンを押していただきますようお願いいたします。発言の最後には「以上です」と御発言をいただき、マイクをオフとしていただきますようお願いいたします。

音声不良や通信環境に問題がある場合は、カメラをオフにすることや、再入室により改善する場合もございます。マイクが使えない場合には、ウェブ会議システムのメッセージ機能によりお知らせをいただければと思います。全く入室できなくなってしまった場合に

は、お手数ですが事務局まで御連絡をお願いいたします。

また、議事中、議決事項等に関する意思確認をいただくことがございますが、御賛同の場合には、事前にお送りしております同意カードですとか、手で丸をつくるなど、御意見がある場合には挙手カードを挙げていただくなど、意思表示をいただきますようお願いいたします。

以上、ウェブ会議における注意事項となります。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

○横山座長 どうもありがとうございました。

続きまして、事務局から本日の議事と配付資料について説明ください。

○水野課長補佐 本日の議事と配付資料について確認をさせていただきます。

本日の議事は、「普通肥料の公定規格等の一部変更に係る食品健康影響評価について」、「牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直し（SRMの範囲）に係る食品健康影響評価について」及び「その他」でございます。

本日の資料ですが、議事次第、専門委員名簿のほかに、資料が資料1から資料3までの3点、参考資料が参考資料1から参考資料4－2までの6点となっております。

資料の不足等はありませんでしょうか。不足等ございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

○横山座長 どうもありがとうございます。大丈夫ですね。

続きまして、利益相反の確認となります。事務局から各専門委員の調査審議等への参加に関する事項について、報告をお願いいたします。

○水野課長補佐 それでは、本日の議事に関する専門委員の調査審議等への参加に関する事項について御報告いたします。

先生方から御提出いただきました確認書を確認したところ、平成15年10月2日委員会決定の2の（1）に規定する調査審議等に参加しないこととなる事項に該当する専門委員はいらっしゃいませんでした。

以上です。

○横山座長 先生方、御提出いただいた確認書について相違はなく、ただいまの事務局からの報告のとおりでよろしいですか。

どうもありがとうございます。

それでは早速、議事（1）「普通肥料の公定規格等の一部変更に係る食品健康影響評価について」を始めたいと思います。

本件は、本年12月4日に農林水産省から普通肥料の公定規格等の一部変更に係る食品健康影響評価についての諮問がありました。12月10日の第965回「食品安全委員会」で本件が、この専門調査会での審議をしていただきたいと依頼されたものです。

つきましては、最初に、農林水産省の舟津補佐から諮問内容等について説明をお願いいたします。

○舟津課長補佐 ただいま御紹介にあずかりました舟津です。よろしくお願いいたします。

普通肥料の公定規格等の一部変更に係る食品健康影響評価についてということで、お手元の資料1「BSE対策に係る肥料規制の見直しと今後の取組」に沿った形で御説明させていただきたいと思っております。資料のほうは24ページまでございますが、時間の都合がございますので、重点的なところだけ御説明させていただきます。

まず、お手元の資料の3ページを御覧ください。肥料全般の規制ということで、肥料法に基づく制度を記載しております。肥料を生産・輸入する際には、登録または届出が必要となり、また、こちらの登録・届出を行った肥料を流通する際には、真ん中に書いていますけれども、保証票、表示票という形で表示が必要となり、肥料の生産事業場等には、右側になりますけれども、国・都道府県等が定期的に立入検査を実施し、関係法令に基づく事柄が遵守されているか確認を行っております。これらの肥料法に基づく制度を利用して、今回審議していただきますBSE規制についても確認しております。

続きまして、4ページ目がBSEに係る肥料規制についての規制になっております。1つ目の規制ということで、牛等の特定部位等が肥料原料に混入しないための措置として、生産工程の確認制度を行っております。牛等由来肥料を生産する場合には、生産に先立ち、農林水産大臣の確認を受けなければならないこととなっており、こちらは先ほど御説明いたしました肥料の登録・届出に先立って行うことになっております。

続きまして、2つ目の規制ですが、こちらは牛等の摂取防止の措置といたしまして、加熱等の加工措置または摂取防止材等を混合したものに限り、原料として流通を可能とするものです。

続きまして、3つ目の規制といたしまして、当然これは牛のほうの問題ですので、飼料への流用・誤用防止や、牧草地への施用を防止するために、牛等由来肥料を含む肥料におきましては、包装の袋等に施用上・保管上の注意事項を表示し、肥料利用者の誤用防止の対応を行っております。こちらの規制につきましては、先ほど御説明いたしました肥料立入検査のスキームを利用いたしまして、農林水産省、都道府県、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが実施状況を確認し、適切に表示がなされているかどうか、適用されているかどうかを確認しております。

今回、食品安全委員会のほうに諮問させていただきましたのは、2つ目の規制として説明させていただきました牛等の摂取防止材をはじめとする管理措置、こちらのほうを不要とすることへの評価でございます。

続きまして、5ページ目が、先ほど御説明した3つの規制の概要をまとめたものになります。今回、赤枠で囲った部分が管理措置としてありますので、こちらの部分の審議を行っていただきたいと思います。

駆け足で申し訳ございませんが、続きまして、8ページ目、肥料規制の見直しと今後の取組ということで御説明させていただきます。

まずは、平成13年10月に国内で初めてBSEが発生し、このことにより、肉骨粉、肉かす粉

末等の牛等由来肥料、こちらのほうの牛用飼料への流用・誤用がされるおそれがあったため、肉骨粉等の牛等由来肥料の生産及び工場からの出荷を一時停止する措置が取られました。それ以降、特定部位等が混入しないものとして製造工程を農林水産大臣が確認する仕組みを創設いたしまして、蒸製条件や炭化条件を満たして加工したものについては、段階的に肥料利用を可能としてきました。

このような段階を踏みまして、平成25年2月から牛等由来肥料を原料とする肥料の全面的な肥料利用を可能とすることを検討していく中で、牛等由来肥料を餌に流用・誤用する可能性及び牛等由来肥料を牧草地等に施用し、牛、めん羊、山羊及び鹿が摂取する可能性に対してのリスク管理措置を前提として食品安全委員会に対して評価を依頼し、平成26年10月に原料加工措置または摂取防止材等の混合を条件として、牛の部位を原料とする肥料の利用を全面的に再開させていただきました。また、それまで利用がなかった反すう動物であるめん羊、山羊についても、令和2年4月に肥料への利用について再開した経緯がございます。

牛の部位を原料とした肥料利用再開後、約10年経過いたしまして、BSE発生リスクの低下やリスク管理措置の遵守状況を踏まえまして、原料加工措置及び摂取防止材等の混合という管理措置の見直しの検討を行うことになったというのが、今回の経緯になります。

続きまして、9ページになりますけれども、こちらは国内の肥料及び飼料の現状として記載しております。飼料安全法、家畜伝染病予防法及び牛海綿状脳症対策特別措置法に基づく飼料規制及び飼養衛生管理の徹底、死亡牛の届出及び検査等によりBSEの蔓延防止を徹底してまいりました。

そのことにより、2013年以降、WOAH（旧OIE）による無視できるBSEリスク国のステータスを10年以上維持することになっており、また、平成26年10月以降の畜産農家における餌の管理状況については、飼料安全法に基づく立入検査等の結果及び牛等由来肥料の利用に関する確認の結果から、牛等由来肥料の利用実態及び管理措置の遵守状況に係る情報が蓄積されてまいりました。

続きまして、10ページ目、先ほど御説明いたしました畜産農家における飼料管理の徹底ですけれども、こちらは飼料安全法に基づきまして、牛等に給与できる飼料や原料につきましては、A飼料等の表示がされ、牛用に給与できるもの以外については給与できないシステムになっており、都道府県が畜産農家に立入検査を実施し、確認していますけれども、これまでに牛用飼料以外の餌を給与した事例の確認はなく、畜産農家において飼料管理が徹底されていることが分かっています。

また、今度は肥料の関係ですけれども、11ページに記載しております。今年度、農林水産省におきまして、都道府県、畜産団体、研究機関を対象に、牧草地における牛等由来肥料の施用状況、どのような肥料をまいていますか、そのようなことの調査を行ってまいりました。その結果、牛等由来肥料を誤って牧草地等に施用したという報告はありませんでした。また、牛等由来肥料については、家畜等の口に入らないように保管、使用すること、

家畜等へ使用しないこと及び牧草地等に使用しないことについての表示が機能していることが、このことにより確認することができました。牧草地には窒素を含む肥料が好まれまして、安価な肥料が一般的に利用されますので、このことから、比較的価格の高い牛等由来肥料につきましては、牧草地に施用される可能性は極めて低いというふうに推測されております。

続きまして、13ページは、BSEに係る今回の規制の見直しについてのところですが、これまで御説明させていただいたとおり、飼料規制等の徹底により、牛等由来肥料を牛等に給与した事例がないこと、あと、肥料容器への注意事項表示の徹底により、牧草地等に施用した事例もないこと、このことが今回の調査等により、また、これまでの実績等により分かってまいりましたので、今回の飼料規制の見直しとして、原料加工措置または摂取防止材等の混合を不要とすることを食品安全委員会に諮問させていただくことになりました。

14ページ以降になりますけれども、こちらは今回、肥料規制を見直すに当たっての取組を記載しております。14ページは、これからも引き続き実施する措置として、先ほど御説明させていただきましたとおり、飼料安全法に基づく牛等に由来するたん白質の牛等への使用の禁止の徹底。あと、牛等の特定部位等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程で肥料原料である牛等由来肥料が製造されることの確認。このことによってプリオンが混入される可能性は極めて低いものと考えております。

また、肥料の包装等につきましても、これまでどおり施用上・保管上の注意事項を表示していくことにしております。このことにつきましては、農林水産省、都道府県及び農林水産消費安全技術センターによる立入検査で引き続き監視、管理をしていくことにしております。

また、15ページになりますが、これらの措置に加えて、確実に適切な施用等が行われることについての対策として記載しております。1つ目の対策といたしましては、畜産農家が牛等由来肥料を餌に誤って使用しないように注意喚起をしていきます。

2つ目といたしましては、牛等由来肥料が牧草地等に施用されていないことを確認するため、牧草地等を所有する畜産農家に対して、都道府県を通じて、牛等由来肥料を牧草地に施用していないことを直接確認するというようにしていきます。

簡単ではありますが、今回のBSEに係る肥料規制の見直しについての御説明となります。以上です。

○横山座長 御説明どうもありがとうございました。

ただいま農林水産省から本諮問の背景、諮問事項の内容について説明いただきました。

先生方のほうから御質問や御意見がありましたら、お願いいたします。

高尾先生、お願いします。

○高尾専門委員 高尾でございます。どうも御説明ありがとうございました。

今回の見直しをされたときに、牛に由来する肥料というのがどのぐらい利用されていく

ようになるのかという、見込みで結構なのですけれども、それから、例えば肥料価格がさつき高いとちょっと出ていましたけれども、実際に肥料価格の値段が下がっていくといったようなメリットがあるのかということをお教えいただければと思います。

以上です。

○舟津課長補佐 現在、約9万トンの牛肉骨粉が約50億円かけて焼却処分されてきております。10月に牛肉骨粉等の鶏・豚等の餌への利用が再開になりまして、また今回、肥料のほうに利用するということになると、当然流通量が増えてまいりと思いますので、こちらのほうにつきましては、価格が下がってくる可能性はあると思いますが、いかなせん需要と供給の関係がございますので、どの程度下がるのか、どの程度見込まれるのかというのは、今のところ明確にはお答えできませんが、やはり流通量が増えるということは、それなりの効果があるものと考えております。

○横山座長 具体的にはどういうところへ利用するのがメインの用途になるのですか。

○舟津課長補佐 牛等由来肥料でよろしいですか。

○横山座長 そうです。放牧場には使わないということを今回強調されていますけれども。

○舟津課長補佐 やはりメインとなるのは、果樹等のリン酸源を必要としたものがメインになると考えております。というのも、骨の部分が有用なリン酸源としてBSE発生以前は使われていた経緯がございますので、果樹等の部分への利用が見込まれるのではないかとこのように考えております。

以上になります。

○横山座長 ありがとうございます。

ほかにどなたかございますか。

岩丸先生、お願いします。

○岩丸専門委員 御説明どうもありがとうございました。

牛等由来肥料を牧草地等に施用する可能性は極めて低いと伺ったのですけれども、牛を飼養している牧草地等について、家畜保健衛生所による確認が実施されるとスライド15で御説明があったのですけれども、牛を飼養していないような牧草地等の確認はどのように行うのかというのにつきまして、御教示いただけましたら幸いです。

○舟津課長補佐 御質問ありがとうございます。

まずは現在のところ、牛が肥料を誤食・誤飲する可能性があると考えられる牛を飼養して牧草地等を所有する農家のほうの調査を実施し、牧草地における施肥の実態を把握するのがまず一番だと考えていますので、そちらのほうを行っていききたいと思います。

また、牧草地等に比較的安価な肥料を施用することが一般的であるという見解についてですけれども、牛を飼養しているか否かで変わるものではありませんが、今後の調査の結果を踏まえて、関係部局と連携しながら、牛を飼養していない牧草地での対応を今後検討していきたいと考えております。今後いろいろデータがそろってから検討していきたいと思っております。

以上になります。

○岩丸専門委員 ありがとうございます。

○横山座長 ほかにございますか。

今村先生、お願いします。

○今村専門委員 今村です。御説明ありがとうございました。

1点お聞きしたいのですが、摂取防止材を混合しなくなるということは、そのまま肥料を飼料として使えるようになるということでしょうか。そうすると、もしかしたら飼料よりも肥料のほうが安いとなると、肥料を飼料として与えるということにはならないでしょうか。その辺はどのように考えればいいですかね。

以上です。

○舟津課長補佐 ありがとうございます。

まず、餌のほうの規制といたしまして、肥料のほうを与えられないような規制になっておりますので、そちらのほうは、誤用のほうはないものと考えております。

○今村専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○横山座長 筒井先生、お願いします。

○筒井専門委員 説明ありがとうございました。

1点お聞きしたいところは、現在、原料加工措置、それから摂取防止材の混合を不要にしたいという話ですね。そうしますと、現在、これは非常にコストがかかるとか、流通でかなり支障になっているということで、それを解除したいというお話ですか。

○舟津課長補佐 まず、生産をする際に、加工措置はともかく、やはり摂取防止材になりますと手間がかかるという部分があるというのは聞いております。

○筒井専門委員 それがコストにはね上がって、利用されていないという現状ですか。これをやめると、需要に見合うだけの供給ができそうな感じなのですか。

○舟津課長補佐 そちらははまだ動いていないので何とも言えませんが、当然そちらのほうは期待できるものだと思っております。

○筒井専門委員 分かりました。

○横山座長 ほかに御質問はございますか。

ありがとうございます。

それでは、ただいまの御意見を踏まえて、本件に関する審議を進めてまいりたいと思っております。まずは事務局から資料の説明をお願いいたします。

○水野課長補佐 御説明させていただきます。資料2、参考資料1、参考資料2-1及び2-2を御準備いただければと思います。

資料2を基に御説明をさせていただきます。ただいま農林水産省より御説明いただいた内容を踏まえまして、こちらは議論のたたき台としまして、今般の評価の考え方の案といった形で御用意をさせていただいております。

まず、資料2の1枚目ですけれども、一番上に前提としまして、我が国におけるBSE対策

の概要を記載しております。生体牛の管理としましては、生体牛の輸入規制や飼料規制、サーベイランス等を実施しているところがございます。食肉処理に関する管理措置としましては、と畜場等におけるSRMの除去、と畜場における生体検査等を実施しているという形になっております。

今回、牛肉骨粉等の肥料利用に関しまして管理措置を見直すということでございますけれども、まず初めに、前回の評価ということで、平成25年の牛肉骨粉等の肥料利用再開に係る評価について簡単に振り返りをさせていただきたいと思っております。

その下です。前回、平成25年に受けた評価依頼につきまして、こちらの評価の内容につきましては参考資料2-1としまして、農林水産省からの諮問文とそれに対する回答といった形で御用意しておりますので、参考として御覧いただければと思います。

こちらの諮問内容としましては、これまでのリスク管理措置の徹底やBSE発生リスクの低下といった状況を踏まえまして、一定の管理措置を講じた上で、牛の肉骨粉等の肥料利用を再開するといったものでございました。

資料2の1枚目に戻っていただきまして、青い帯のところ、前回の評価（H25）と書いてありますけれども、こちらでリスク管理機関からの諮問を受けまして、当時、プリオン専門調査会で御審議いただいた際の概要といった形でまとめております。上のほうの青い四角になりますけれども、こちらは原材料の安全性ということで、ここでは人への影響に対する考え方といった形で示しております。当該肥料は、牛の特定部位等を除く部位を原料として製造されるもので、これらは人が摂取しても健康影響が無視できると評価した部位を使用するというので、これらを原料に製造された肥料が施肥された植物体を摂取した場合のリスクは、牛由来の牛肉及び内臓の摂取に由来するものと同じであろうといった形になっております。

その下の2つ目の青い四角でございますけれども、こちらは飼料規制等への影響となっております。横の吹き出しに記載しておりますけれども、肉骨粉等の肥料利用により、現行の飼料規制等に影響があるかといったことについては、牛と牛の間のリスク管理措置が十分であるかといったところを検討するといったことで御審議をいただきました。その下に箇条書きで書いておりますけれども、先ほど諮問内容としまして、一定の管理措置を講じた上でと御説明しましたが、そちらのリスク管理措置といったものを列挙させていただいております。

このようなことを踏まえまして、矢印の下になりますけれども、以上を踏まえてということで、管理措置を前提とする限りにおいて、牛の部位を原料とする肉骨粉を含まない肥料と比べ、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないといった回答を結果としてリスク管理機関へ通知しております。

また、この当時は牛由来の肉骨粉等のみということでしたけれども、その後、令和元年にめん山羊由来の肉骨粉等についても同様の回答をしているという状況でございます。

なお、蒸製などの原料加工措置等を行ったものについては、このとき既に肥料利用が認

められていたということから、諮問時の内容には含まれておりませんが、現状は先ほど御説明いただいたとおり、これらも併せてリスク管理措置を実施しているという状況でございます。

一番最後、オレンジのところを書いてありますけれども、今回の見直しについては、これらのリスク管理措置を見直し、畜産農家等に対する対策へ切り替えた場合に、引き続き、牛等由来肥料へのSRM等の混入防止や牛等由来肥料の反すう動物への誤用・流用防止を確実に実施することを前提としまして、飼料規制等への影響がないかということをお検討いただくものではないかと考えております。

続きまして、同じく資料2の2ページ目、裏のほうを御覧いただければと思います。こちらは先ほどの平成25年の評価における御審議を踏まえまして、今回の評価依頼に対する考え方の案としてお示しするものでございます。まず、今回の評価についてということで、日本におけるBSEリスクステータスの維持や、これまでの国内のBSEリスク管理措置の遵守状況を踏まえて、牛等に由来する肉骨粉等の肥料利用に関し、リスク管理措置の見直しについて検討するということになると考えております。

その下に評価のポイントとしておりますけれども、こちらは前回の評価時と同様に、2つに分けて検討することは可能かと考えております。まず1つ目として、原材料の安全性、こちらは人への影響となりますけれども、こちらはこれまでと同様で変わらないといった状況でございます。

2つ目としまして、飼料規制等への影響、牛と牛との間のリスク管理措置についてでございます。こちらのポイントとしましては、牛等の特定部位等が肥料の原料となる肉骨粉等に混入しないといったこと、それから、牛等由来肥料が反すう動物へ誤用・流用されないといった、確実に防止されることが重要と考えます。

こちらにつきまして、点線の枠で囲っておりますポツで4つ箇条書きで書いておりますけれども、1点目ですが、現在、飼料安全法に基づく反すう動物への動物性加工たん白質の給与禁止といったことによりまして、これらの肥料も給与できない体制になっていること。それから、2点目としまして、肥料取締法により、SRM及び死亡と体等については肥料の原料として利用ができないといったこと。それから、3点目、施用上または保管上の注意事項を肥料の容器等へ表示を行っているといったこと。最後に、これらの遵守状況については、農林水産省、都道府県等が立入検査等により確認を行っております。

これらの対策について、引き続き確実に実施するといったことを前提に、現在の管理措置のうち、摂取防止措置及び原料加工措置といったものを見直し、新たな管理体制の下で肥料の適正利用を図るということでございます。今般の見直しに当たりまして、赤字で書いてある部分ですけれども、新たに牛等由来肥料の飼料への誤用・流用について注意喚起を徹底するといったこと、それから、牧草地等へ施用しないことを直接確認するというところでございます。

以上を踏まえまして、矢印の下、黄色い部分になりますけれども、牛等の特定部位等の

肥料への混入防止及び牛等由来肥料の飼料への誤用・流用防止の確実な実施を前提としまして、人の健康に影響を及ぼすとは考え難いと言えるか否かといったところについて御審議をいただきたいと考えております。

御説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○横山座長 ありがとうございます。

ただいま事務局から、これまでの食品安全委員会や本調査会での評価、それから調査審議等を踏まえた本件についての評価の考え方の案について御説明いただきました。大変きれいにまとめていただいたかと思ひますけれども、本件について、先生方から御質問や御意見をお願いしたいと思ひます。いかがでしょうか。

議論の前にもう一つだけ質問をよろしいですか。これまでSRMで見直されてきているのですけれども、例えば全月齢であったものが30か月齢超になったりとか、そういった際に肥料の原材料の対象というのやはり変化して広がってきているのでしょうか。

○舟津課長補佐 御質問があつたとおり、脊柱の月齢の見直しにつきましては、やはり肥料のほうの規制、SRMの規制につきましては見直しを行つております。ですので、今は30か月齢で区切るようにしていますので、そちらのほうになっております。

○横山座長 いかがですか。この中で食品安全委員会としては、これまで人へのリスクを中心に議論してきましたけれども、ここで恐らく問題となるのは飼料規制、牛に対してのリスクが高くなるかならないかという点で、そこはSRMが見直され、また対象が変わることについて、農水の中でリスク評価をされて進んでいるという理解でよろしいですかね。

○舟津課長補佐 そのとおりでございます。

○横山座長 どうもありがとうございます。

先生方、いかがでしょうか。特に御意見がないようではございますけれども、今般の評価依頼は、これまでのBSEの発生リスクの低下やリスク管理措置の遵守状況を踏まえて、これからリスク管理措置の見直しを行うというものかと思ひます。飼料規制に係るリスク管理措置の遵守状況については、これまでの立入検査等の結果から、飼料及び肥料の適正利用が確認されているという説明をいただきました。飼料規制等のBSEリスクの管理措置の遵守というのは、プリオン専門調査会での評価の前提、根幹となっている部分です。現行の飼料規制に影響を及ぼさないように、引き続きこれまでのリスク管理措置を着実に実施していただくということが極めて重要かと考えています。新たに実施する対策も含めて、その遵守状況等については、今後も食品安全委員会へ逐次情報提供をお願いしたいと思ひます。先生方、よろしいですかね。

それでは、取りまとめをさせていただきたいと思ひますけれども、本件につきましては、牛等の特定部位等の肥料への混入防止等及び牛等由来肥料の飼料への誤用・流用防止の確実な実施を前提とする限り、人の健康に影響を及ぼすとは考え難いとするを本調査会の結論としてよろしいでしょうか。いかがですか。同意いただける場合は青い札をお願い

いたします。

(専門委員同意)

○横山座長 よろしいですね。ありがとうございます。評価結果の同意が得られました。ただいまの結論につきましては、食品安全委員会のほうへ報告したいと思います。あと、報告の文言等については座長に一任いただくということでよろしいですか。ありがとうございます。

それでは、本件につきましては、今申し上げた内容をプリオン専門調査会の結論として食品安全委員会のほうに報告したいと思います。どうもありがとうございます。

○舟津課長補佐 ありがとうございます。

○横山座長 続きまして、議事(2)に移らせていただきます。「牛海綿状脳症(BSE)国内対策の見直し(SRMの範囲)に係る食品健康影響評価について」に移ります。

本件につきましては、昨年8月に審議を再開してから、起草委員による検討内容を踏まえて、本調査会において審議を進めているところです。前回、第132回「プリオン専門調査会」では、その前の第131回「プリオン専門調査会」で審議いただいた評価の考え方に基づく評価書(案)たたき台について審議していただきました。本日は、前回同様、前回御審議いただいた内容を踏まえて、その修正箇所とそれ以降のパートについて御議論いただきたいと思います。

まずは事務局より資料の説明をお願いいたします。

○小財評価専門官 事務局でございます。それでは、説明させていただきます。

まず資料ですけれども、資料3、参考資料3、参考資料4-1及び4-2を御準備いただければと思います。

それでは、こちらの資料のうち、資料3を御覧いただきまして、まず1ページ目ですけれども、前回の第132回「プリオン専門調査会」では、目次の中で「Ⅲ. 評価の前提」の「1. BSEの現状」までを御審議いただきました。本日は、その際にいただいた御意見を踏まえまして修正した箇所を御確認いただくとともに、「2. 日本におけるBSE対策」のパートについて御審議いただきたいと考えております。

なお、目次については1か所修正がございますけれども、こちらは評価書(案)たたき台の用語の統一の関係での修正となっております。

まずは前回御意見いただきました箇所としまして、資料3の8ページを御覧いただければと思います。16行目から36行目、こちらは今般の評価の手順としてハザードの特定を3つのステップで進めるという形で記載しておりましたけれども、③ではリスクの判定まで言及しているため、記載を整理したほうがよいのではないかという御意見を踏まえまして、今回は③を削除した上で、16行目から19行目の導入部分で、「①及び②の事項を踏まえてハザードを特定し、関連する科学的知見の整理を行った上で、総合的にリスク判定を行うこ

ととした」という修正案になっております。

次に、9ページの3行目「3. 留意すべき事項」、(1)人への健康影響ですけれども、1ポツ目が非定型BSEの人への健康影響だけに言及しているのであれば、それが分かるような記載にしたほうがよいのではないかという御意見をいただきまして、こちらについては起草委員の先生方に確認しまして、ここはあくまでBSE全体に対する話であるということで、非定型のみではないということでしたので、BSEプリオンという形で修正しております。

続きまして、10ページから14ページにかけては、EFSAの最新のレポートの報告に関連しました数値の修正等を赤字でお示ししているという状況でございます。

また、この中で10ページの29行目から31行目にかけては、昨年のWOAHのコード改正によりまして、非定型BSEの発生に関しましては、WOAHへの通報義務がなくなったため、その旨を追記したという形になっております。

そのほか16ページ目を御覧いただければと思います。16ページの表2ですけれども、カナダのBSE検査対象月齢につきましては、前回の御指摘を踏まえまして、24か月齢超という形で修正しております。

以上が前回の調査会でお示しした評価書(案)たたき台からの修正点となりますけれども、まずこのような修正でよろしいかといったところに関しましても、先生方に御意見を伺いたいと考えております。

次に、19ページを御覧ください。ここからが「2. 日本におけるBSE対策」のパートでございます。

まず2行目、(1)「生体牛のリスク」に係る措置として、①生体牛、動物性加工たん白質の輸入ですが、過去の評価書では、こちらの項目の動物性加工たん白質を肉骨粉等という形で表現しておりましたが、今回は15ページで肉骨粉等の定義をしていますので、そちらと区別するという観点から表現を修正しております。

まず、生体牛につきましては、1990年に英国から輸入を停止しまして、その後、順次、BSE国内発生事例が確認された国の輸入を停止、2001年以降はEU全体からの輸入を停止していること、また、家畜の輸入に関しましては、輸出国政府機関と農林水産省との間で家畜衛生条件の取り決めが必要であるということが記載されております。

また、動物性加工たん白質につきましては、国内におけるBSE発生を受けまして、2001年10月以降、輸入停止措置が講じられておりますけれども、定められた要件を輸入検査により確認し、監視伝染病の病原体を広げるおそれがないと認められた場合には、輸入検査証明書を発行することができ、このうち指定検疫物については、特に厳格な輸入規制が行われており、肉骨粉を輸入するためには、輸出国政府との間で家畜衛生条件の取り決めが必要であるとなっております。

続きまして、19行目、②飼料規制、a 規制の経緯ですけれども、こちらは1996年4月、農林水産省は、反すう動物由来肉骨粉の反すう動物用飼料への使用自粛について行政指導

を行ったこと。その後、2001年10月には、反すう動物用飼料への全ての動物性加工たん白質の使用を禁止したことが記載されております。また、反すう動物由来肉骨粉等につきましては、分別管理を徹底する等のリスク管理措置を前提に、リスク評価の結果を踏まえまして、牛肉骨粉等の養魚水産動物用飼料への利用が順次再開されまして、2024年10月より牛肉骨粉等の鶏・豚等用飼料への利用が再開されたとなっております。

続きまして、20ページを御覧いただきまして、1行目ですけれども、こちらは現行の牛由来原料に係る飼料規制の概要が記載されております。

次に、13行目ですけれども、こちらは③SRMの処理及び利用実態としまして、と畜場で処理されたSRMについては、BSE特措法に基づき、800℃以上で焼却により処理することがと畜場の設置者等に対して義務づけられていること。と畜場に係るSRMの焼却については、適切に処理されていることがと畜検査員により確認されていること。食肉処理場や食肉販売施設等で除去された30か月齢超の牛由来の脊柱については、産業廃棄物または一般廃棄物として処理されていることなどが記載されております。

26行目からが④レンダリング事業場・飼料製造事業場の交差汚染防止対策としまして、「レンダリング事業場では、飼料用肉骨粉等は、牛、めん羊及び山羊の死亡と体及びSRMの処理工程から完全に分離された工程で製造され、鶏・豚等用飼料及び養殖水産動物用飼料の製造事業場のみに供給される。

牛、めん羊及び山羊の死亡と体及びSRMはレンダリング事業場で処理された後、セメント工場にセメントに加工利用されるか、廃棄物として焼却される。飼料製造事業場では、牛等用飼料は、肉骨粉、動物性加工たん白質を含む食品残さ等を扱う飼料の製造ラインから完全に分離された工程で製造されている。」となっております。

また、2024年10月には、牛肉骨粉等の鶏・豚等用飼料への利用再開に当たりまして、農林水産省は、現行の飼料規制の効果に影響を及ぼさないよう、飼料の交差汚染等を防止するために、21ページの2行目からお示ししております3つの管理措置を新たに導入しております。

続きまして、同じく21ページの10行目からですけれども、こちらが⑤としましてレンダリング事業場・飼料製造事業場等の監視体制と遵守状況となっております。

まず、FAMIC及び都道府県の飼料検査職員等は、レンダリング事業場、飼料製造事業場、飼料販売事業場及び農家への立入検査を行い、必要な場合には試料を採取し、各種確認検査によって反すう動物性加工たん白質等の混入の有無を確認しております。

こちらの項目中、黄色ハイライトでお示ししている部分につきましては、起草委員の先生方より確認が必要と御意見をいただいた内容となっておりますので、追ってリスク管理機関へ追加の資料を要求する予定となっております。

まず、レンダリング事業場における飼料用肉骨粉等の製造には、事前に農林水産大臣の確認が必要でありまして、交差汚染防止対策等の遵守状況については、FAMICが定期的に確認を行っておりますけれども、検査結果の詳細につきましてはリスク管理機関へ確認予定

でございます。また、製造段階では、FAMIC及び都道府県が飼料製造事業場に対する検査及び指導を実施しておりまして、2012～2022年度に71件の不適合がありましたけれども、禁止されている動物性加工たん白質が牛等用飼料の製造に用いられたなどの違反事例はなかったとなっております。

同様に、販売段階では、都道府県が飼料又は飼料添加物の飼料販売事業場に対して、牛飼養農家に対しては都道府県及び地方農政局、2020年以降は都道府県のみということですが、こちらが検査を実施しておりまして、ともに違反事例はなかったとなっております。

続きまして、22ページの5行目ですけれども、国産飼料については、2012～2022年度の検査で1件の違反がありまして、これは動物性油脂の不溶性不純物が成分規格の0.15%を超えていたという事例ですが、改善措置に関する内容につきましては、リスク管理機関への確認を予定しております。

続きまして、輸入飼料に係る交差汚染防止の確認としましては、輸入された飼料についてはFAMICが検査を実施しておりまして、2012～2022年度のサンプリング検査では、不適合は確認されていないとなっております。これらの結果をまとめたものが23ページの表5となっておりますけれども、本文と同様に黄色でお示ししている箇所につきましては、リスク管理機関へデータを要求する予定となっております。

続きまして、24ページを御覧いただきまして、⑥BSEサーベイランスの概要としまして、1996年に家畜伝染病予防法で規定する家畜伝染病として指定され、原因が特定されていない疾病の感染が疑われる死亡牛等を対象にBSE検査が開始され、2003年4月からは、24か月齢以上の全ての死亡牛がBSE検査の対象となり、その後も制度の見直しを行い、2024年4月からは一般的な死亡牛については検査が廃止され、特定症状を呈する牛及び特定症状以外のBSEが否定できない症状を呈する牛は、月齢に関わらずBSE検査の対象となったということが記載されております。

と畜場におきましては、と畜場法及びBSE特措法に基づき、2001年10月から、健康牛を含む全月齢の牛を対象としたBSE検査が開始されておりまして、こちらも順次制度の見直しを行い、2017年4月からは、健康と畜牛のBSE検査が廃止され、現在は、と畜場の生体検査において、行動異常または神経症状を呈する全月齢の牛がBSE検査の対象とされているということが記載されております。

また、23行目からは、BSE検査の流れを記載しております。

続きまして、25ページの⑦BSE発生状況ですけれども、まずは発生の概況ということで、日本では、2001年9月の千葉県で確認された1例目を含めると、36頭のBSE検査陽性牛が確認されておりまして、そのうち34頭は定型BSE、2頭はL型の非定型BSEであり、2009年1月に確認された101か月齢の死亡牛以降、BSE検査陽性牛の報告はないとなっております。

こちらの検査頭数等に関しましては、26ページの表7にまとめてお示ししております。

続きまして、25ページに戻っていただきまして、11行目、定型BSEの感染が確認されたBSE

検査陽性牛の特性ですけれども、最高齢の牛は185か月齢でありまして、また、定型BSE陽性牛を出生年ごとに整理すると、定型BSEの感染が確認された34頭のうち33頭が、2001年10月の飼料規制の強化以前に出生した牛であり、飼料規制が強化された後に出生した1頭は、飼料規制の強化に当たって、飼料の回収等が行われなかったことなどから、飼料規制以前に販売された飼料によるばく露の可能性が考えられていることが記載されております。

続いて、「なお、2013年5月評価では、出生年月で見た定型BSEの最終発生から11年以上発生がなければ、飼料規制等のBSE対策が継続されている中では、今後、飼料等を介してBSEが発生する可能性はないとしているが、現在、その最終発生からは22年が経過している。」となっております。

また、参考としまして脚注に最終発生以前に出生した評価書作成時点の牛の飼養頭数を記載する予定でございます。

続きまして、27ページですけれども、⑧その他としまして、日本におけると畜月齢と頭数の関係及びその累積比率としまして、図4と表8でお示ししております。

続きまして、28ページを御覧ください。こちらは(2)としまして「食肉処理に関連したリスク」に係る措置、①SRMの除去ですけれども、SRMにつきましては、「と畜場法施行規則及び厚生労働省関係BSE特措法施行規則において、全月齢の牛の扁桃及び回腸遠位部並びに30か月齢超の牛の頭部及び脊髄は特定部位として除去することが定められている。

また、食品衛生法に基づく食品、添加物等の規格基準においては、BSEの発生国等において飼養された牛の肉を一般消費者に販売する場合は、脊柱を除去することが定められている。また、食品を製造、加工等する場合は、一定の処理が講じられたものを除き、特定牛の脊柱を原材料として使用してはならないことが定められている。」となっております、添加物、器具または容器包装の規定に関しましても、下に脚注で記載されております。

また、国内のSRMの変遷につきましては、表9としてお示ししております。

続きまして、29ページを御覧いただければと思います。b. SRM除去の実施方法等としまして、脊柱以外のSRMにつきましては、と畜場法施行規則等により、とさつ解体時等に食用部位を汚染しないように除去し、専用の容器に保管するとともに、と畜検査員による確認を受けた後に確実に焼却することが義務づけられており、これらの具体的な実施方法については、特定危険部位管理等ガイドラインに定められていること。脊髄については、脊髄吸引機により吸引されるとともに、背割り後には専用のナイフにより脊柱中の脊髄が除去され、最終的にと畜検査員により脊髄片が枝肉に付着していないことが確認されていること。舌扁桃については、舌の最後位有郭乳頭より舌根部にかけて存在する扁桃組織が除去されるよう処理されること。30か月齢以下の牛の頭部及び脊髄を食用に供する場合には、とさつ解体において、30か月齢超の牛の頭部等による汚染を防ぐよう処理するとともに、分別管理を行わなければならないことが記載されております。

続きまして、22行目、脊柱につきましては、30か月齢超の牛の脊柱の除去は、DRGによる食用部位への汚染を防止する方法で行うことが食肉処理業者等に対して義務づけられてい

ること。食肉処理施設や食肉販売施設等における脊柱の除去及び食用部位への汚染防止措置については、特定危険部位管理等ガイドラインで定められていること。月齢が30か月齢以下の牛の脊柱を食用に供する場合には、30か月齢超の牛の脊柱と分別管理し、交差汚染を防止することが記載されております。

続きまして、37行目、c. SSOP、HACCPに基づく管理、監視体制及び遵守状況としまして、脊柱以外のSRMにつきましては、全てのと畜場でHACCPに基づく衛生管理を実施することが義務づけられておりまして、SRMの適切な管理については、自治体のと畜検査員による定期的な検証が実施されていることが記載されております。

続く30ページですけれども、2013年5月以降に取りまとめられたSRMの管理に係る遵守状況では、計14件の指導に関する事例が地方自治体から報告されております。これらにつきましては、と畜検査員指導の下、適切な改善措置が講じられております。

次の31ページの表10に、これらをまとめたものをお示ししております。

続きまして、32ページですけれども、脊柱に関する分別管理等については、食品衛生監視員による施設の立入検査により、その実施状況が定期的に検証されており、直近の立入検査の結果を表11としてお示ししております。2020年以降、未実施となっている部分については、起草委員より一度確認をしたほうがよいのではないかという御意見もありました。

また、重要な指摘事項及びその改善措置内容につきましては、リスク管理機関へ確認の予定でございます。

続きまして、17行目、②と畜処理の各プロセスとして、と畜前検査及びと畜場におけるBSE検査ですが、と畜場に搬入される全ての牛について、と畜検査員による生体検査が行われている。生体検査の結果、当該牛がBSEに罹患している疑いがあると判断された場合には、とさつ解体禁止の措置が取られる。とさつ禁止の措置は取られないが、と畜場の生体検査において異常姿勢、異常歩様、頭を低くすること、障害物回避が困難になること、起立不能等の行動異常または神経症状を呈する牛がBSE検査の対象とされているとなっております。

続いて、33ページの8行目ですけれども、スタンニングについては、全ての施設において、圧縮した空気またはガスを頭蓋腔内に注入する方法は行われていない。ピッシングについては、2009年4月にその実施が法的に禁止されたとなっております。

続きまして、19行目からは(3)その他としまして、機械的回収肉、トレーサビリティ、と畜場及びと畜頭数の項目がありまして、①の機械的回収肉につきましては、特定危険部位管理等ガイドラインにおいて、SRMである脊柱とこれが付着した肉については、骨とともに機械的にミンチまたは細切する方法による食肉処理は行わないことが定められております。

日本におけるBSE対策のパートは以上となりますけれども、全体を通しまして、黄色ハイライトでお示した箇所以外にも、各数値につきましては最新の情報をリスク管理機関へ要求予定でございますが、このほかにも必要な情報の有無などについても御審議いただき

たいと考えております。

また、「Ⅲ. 評価の前提」のまとめにつきましては、今回の確認事項と、こちらは評価書（案）たたき台の2ページの目次にあります2行目、「3. BSEとヒトのプリオン病」の内容も踏まえた上で、起草委員の先生方に御検討いただく予定でおりますけれども、評価の前提として、リスク管理措置の遵守状況の確認としての内容が中心になることが想定されておりますので、それ以外にもさらに注意すべき事項等がありましたら、お伺いできればと考えております。

以上で説明は終わります。よろしくお願いたします。

○横山座長 どうもありがとうございます。

ただいま事務局から、前回、第132回「プリオン専門調査会」で審議いただいた評価書（案）たたき台の修正箇所について、また、以降のパート、特に日本におけるリスク管理措置の実施状況と遵守状況の内容について説明いただきました。

まず、起草委員会の先生方からもし何か補足等がございましたら。高尾先生、いかがですか。

○高尾専門委員 特に細かい字とかいうことだけで、今ここではあまりないかなと思います。

以上です。

○横山座長 岩丸先生、いかがです。

○岩丸専門委員 私のほうからも補足はございません。

以上です。

○横山座長 ありがとうございます。

黄色の部分については、今後、リスク管理機関からの回答を踏まえた上で修正または加筆されると。それから、それ以外に追加で確認しておくような事項があるかないか、また、内容としてさらに加筆すべき箇所があるかないかというようなことを今、議論すればいいという理解でよろしいですかね。

○小財評価専門官 おっしゃるとおりです。

また、前回御意見いただきました部分に関しても、今回、修正案ということでお示ししておりますので、そちらについてもこのような内容でよいかという部分も御議論いただければと思います。

以上です。

○横山座長 それでは、まず最初のパートのほうからいきましょうか。赤字で前回意見をいただいた8ページのところであるとか。

○水野課長補佐 事務局でございますけれども、前回御指摘いただいた修正案につきましては、評価書（案）の8ページ、9ページになります。それ以降、あと16ページのところも御指摘いただきましたけれども、10ページから18ページまでにつきましては、内容のアップデート等といったところになります。19ページ以降が今回新たにお示したところで

ございます。よろしくお願いいたします。

○横山座長 ありがとうございます。8ページのところでリスクを特定して、それを判定しますというような文言に変えたということと、それから、9ページの人への健康影響のところで、まずはBSEプリオン全体を評価しているんだよということを明確にしたという、この2点、先生方、よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、今回加筆された19ページ以降のところで追加で記載すべき内容があったり、または御意見等ございましたら、先生方、お願いいたします。

よろしいでしょうかね。表の中で幾つか違反事例の数だけ上がってきている点があるので、そこはどういった内容かというのが分かるような形で回答を入れていただくのが大事なかなと思います。その上で、先ほどの議題もそうですけれども、ちゃんとBSE対策が遵守されているんだというようなことが大前提となるかと思しますので、そこをぜひよろしくお願いいたします。

あと、細かな点も含めて、もし何かあれば、これ以降でも構いませんので、事務局のほうに連絡をしていただいて、評価書(案)をどんどんブラッシュアップしていければと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかはよろしいですかね、そんなところで。

では、事務局のほうもいいですか。

○水野課長補佐 承知いたしました。

○横山座長 本日の審議の内容について、事務局において回答等を取りまとめた上で、また資料へ反映させていただき、必要に応じて専門委員への回付等をお願いいたします。

繰り返しになりますけれども、本日の内容を踏まえて、さらなる御意見や御提供いただける知見等がございましたら、追って事務局までお知らせいただければと思います。また、事務局は、次回以降の審議に必要な資料等についてリスク管理機関への確認手続をぜひ進めてください。よろしくお願いいたします。

○水野課長補佐 承知いたしました。

○横山座長 続きまして、議事の「その他」になりますが、何かございますか。

○水野課長補佐 特にございません。

次回につきましては、日程調整の上、お知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

○横山座長 それでは、本日の審議は以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。